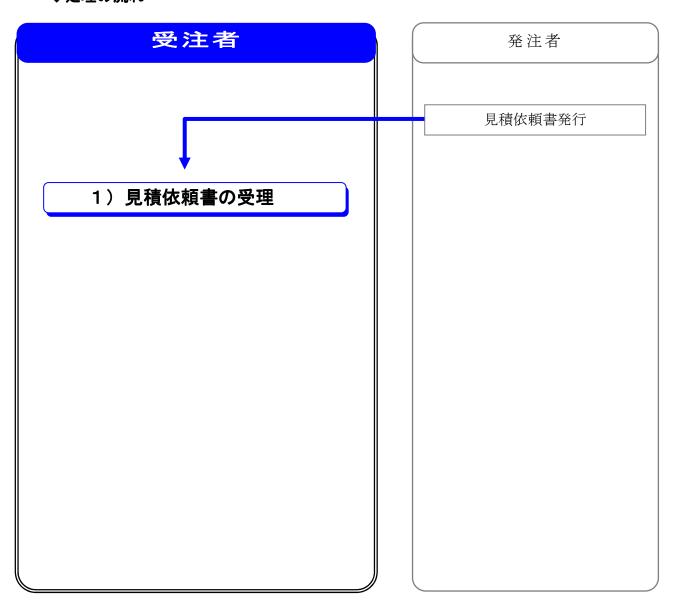
3. 随意契約

随意契約とは、入札参加有資格者名簿の中から発注者がいくつかの条件により業者を選定し、選定 (見積依頼) された者が見積による入札に参加する方式です。

発注者より見積依頼通知を受けた業者は、見積による入札に参加することができます。

◆処理の流れ

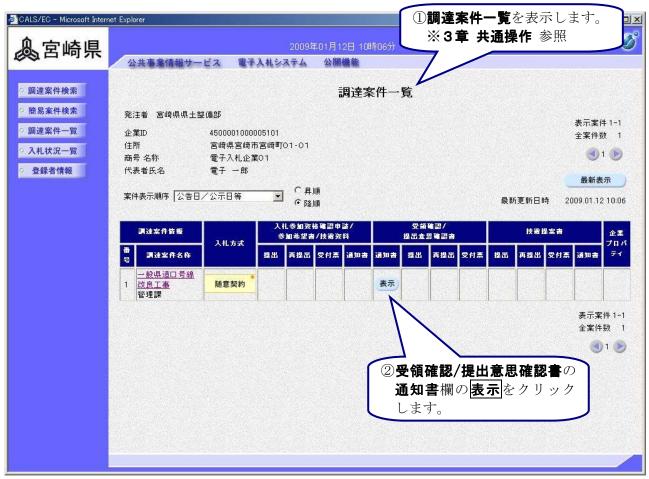


※随意契約の処理全体の流れについては、2章 処理の流れを参照してください。

1) 見積依頼書の受理

見積依頼通知書が発注者から発行されると、調達案件一覧の受領確認/提出意思確認書の通知書欄の表示をクリックして、発注者が発行した**見積依頼書**を確認します。

(1) 処理の選択(調達案件一覧より)



One Point

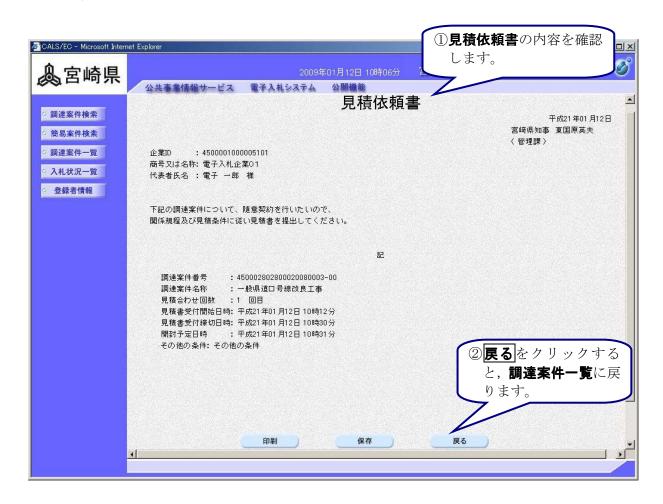
操作ボタンについて

●・・・・・・ 現在の画面に全ての案件が表示されていない場合、クリックして表示ページの切り替えを行います。

最新表示 ・・・ クリックすると、設定された条件で再検索を行い、最新の一覧情報を表示します。



(2) 見積依頼書の確認



One Point

見積依頼書の印刷, 保存

見積依頼書は、何度でも表示・確認することができます。

必要に応じて、**印刷**、**保存**を使用して、印刷や保存を行ってください。

※印刷、保存の操作方法については、3章 共通操作を参照してください。